様式第七号（第十条の二関係）　　368

許可番号　00811008665

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　茨城県下妻市大木１２５２番地３
氏　名　株式会社 新栄商事
　　代表取締役　櫻井　清
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 ~~第１４条の２第１項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事　大井川和彦

許可の年月日　令和８年７月10日
許可の有効年月日　令和13年６月13日

この許可証は複写です。
（ホームページDL版）

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*3)、汚泥(*4)(*6)(*7)、廃油(*5)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、鉱さい(*7)、がれき類(*4)、ばいじん(*8)　以上１５種類

積替え保管を含む：廃プラスチック類（石綿含有成形板及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。）(*4)(*6)、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有成形板及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。）(*4)(*6)、がれき類（石綿含有成形板に限る。）(*4)　以上４種類

（※）記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、
(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、
(*7) 水銀含有ばいじん等を除く、(*8) 水銀含有ばいじん等を含む

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記１のとおり。

３．許可の条件

特になし。

４．許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成18年４月１日	更新許可	令和３年７月30日	更新許可
平成18年８月23日	変更許可（品目の追加）	令和４年２月２日	変更許可（品目の追加、「積替・保管を含む。」に変更）
平成19年１月25日	変更届（名称、代表者の変更）	令和６年９月６日	変更届（氏名の変更）
平成23年６月14日	更新許可	令和８年７月10日	更新許可
平成28年８月29日	更新許可		以下余白

５．積替え許可の有無　~~有・無~~

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名　　許可番号

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

偽造防止処理が施してあります。

この許可証は複写です。
（ホームページDL版）

別記１

積替え保管を行う場所の所在地及び保管施設の概要

茨城県下妻市大字大木字上原１２６６番地　外９筆

産業廃棄物の種類	保管面積	保管量	保管高さ等
廃プラスチック類（石綿含有成形板及び水銀使用製品産業廃棄物に限る）（*4）（*6）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物に限る）（*6）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有成形板及び水銀使用製品産業廃棄物に限る）（*4）（*6）、がれき類（石綿含有成形板に限る）（*4）以上４種類	54㎡	54㎥	－

（※）記載品目については、（*4）石綿含有産業廃棄物を含む、（*6）水銀使用製品産業廃棄物を含む